

「八尾市情報公開条例（改正素案）」に係る市民意見提出制度実施要領

1	件 名	「八尾市情報公開条例（改正素案）」についての市民意見募集
2	目 的	八尾市情報公開条例の見直しを行うにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条に基づき、広くその素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映することを目的とします。
3	事務説明	八尾市では、八尾市情報公開条例に基づき、市民の知る権利を保障し、開かれた行政を推進する重要な基盤として情報公開制度を運用してきました。 社会全体のデジタル化の急速な進展に伴い、行政手続きのオンライン化や電磁的記録による公文書管理への移行が進んでおり、情報公開手続きにおいてもデジタル技術を活用した利便性の向上を図る必要があります。また、SNS 等の普及により、公開された公文書に記載されている一般職員の氏名がネット上に転載され、特定の職員個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害などにつながる事例が全国的な課題となっています。 これらを踏まえ、デジタル時代に適応した利便性の高い制度の実現と、職員が適正に職務に専念できる環境を守り、持続可能な行政運営を堅持するため、今般、八尾市情報公開条例の一部の改正を進めているところですが、「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、「八尾市情報公開条例（改正素案）」に対する市民の意見・提言を募集するものです。
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料案内 及び公表方法	（１）公表する資料 ・「八尾市情報公開条例（改正素案）」 （２）公表の方法 ・市役所本館（１階総合案内、３階情報公開室）、市内各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、各図書館での閲覧 ・八尾市ホームページを利用した閲覧
6	公表期間	令和 8 年 10 月 20 日（火）～令和 8 年 12 月 11 日（金）
7	意見募集期間	令和 8 年 11 月 12 日（木）～令和 8 年 12 月 11 日（金）まで（必着）

8	必須記入事項	(1) タイトル「八尾市情報公開条例（改正素案）についての市民意見」 (2) 意見・提言 (3) 連絡先（任意） （氏名又は団体名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス） ※提出された連絡先等の個人情報は個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。 ※意見の該当箇所や内容が不明確な場合に、確認のため連絡をさせていただく場合がありますが、それ以外の目的には使用しません。
9	意見の提出方法及び提出先	(1) 持参（代理人によるものを含む。） 八尾市役所 本館3階 八尾市 総務部 総務課 情報公開室 (2) 郵送 : 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市 総務部 総務課 情報公開室 (3) ファクシミリ : 072-924-9755 (4) 電子メール : jyouhouk@city.yao.osaka.jp (5) 電子申請システム
10	提出された意見の取り扱い等	(1) 提出された意見は、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日（令和9年2月頃を予定）、情報公開室及び市ホームページにて公表いたします。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。 (2) 提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文には出来るだけ記入しないよう、ご注意ください。 (3) 意見を受領したことについて、個別の連絡はいたしません。 (4) 電話・口頭での意見は、市民意見提出制度として取り扱いません。
11	担当 (問い合わせ)	八尾市 総務部 総務課 情報公開室 電話 : 072-924-9861 (直通)